

## 随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月  
国立大学法人東京農工大学

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行する。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 29%) 20	( 38%) 317
一般競争入札等	競争入札			( 11%) 8	( 12%) 101
	企画競争	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0
随意契約		(100%) 70	(100%) 835	(60%) 42	(50%) 417
合 計		(100%) 70	(100%) 835	(100%) 70	(100%) 835

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(50%) 3	(76%) 65
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 6	(100%) 85	(50%) 3	(24%) 20
合 計		(100%) 6	(100%) 85	(100%) 6	(100%) 85

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(27%) 17	(34%) 252
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 64	(100%) 750	(61%) 39	(53%) 397
合 計		(100%) 64	(100%) 750	(100%) 64	(100%) 750

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
随意契約見直し計画を達成するため、平成19年度から順次以下の措置を講ずる。

(1) 随意契約から一般競争入札等への移行

研究機器等の物品供給契約等については、当該契約に係る予定価格が少額である場合を除き、一般競争入札を行っているが、契約の相手方が一社に限られることが、当該業者が提出する直販証明等により明らかな場合は、随意契約により契約を締結していた。今後、これらについても可能な限り、一般競争入札等に移行する。

(2) 契約事務体制の整備

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、これらに対応するための契約事務体制の整備について検討を行う。

(3) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたり物件等を借り入れる契約のうち、借り入れ初年度に入札又は見積合わせにより契約の相手方を決定し、次年度以降、当該相手方と随意契約を行っていた案件については、一般競争入札等による複数年度契約の可否について検討を行い、可能なものから競争入札を行う。

(4) 競争契約に係る情報の公表

現在行っている「随意契約に係る情報の公表」のほか、平成20年1月1日以降に、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結したものについて、情報の公表を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考	
1	東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター4階 (社)国立大学協会	国立大学法人総合損害保険	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成18年4月1日	5,179,508	随意契約	本保険は、国立大学法人における広範なリスクに対応した損害保険であり、社団法人国立大学協会が保険契約となり、本保険に加入を希望する国立大学法人等ととりまとめて一括して保険会社と契約を行う方式となっている。このため、本学が単独で同種の保険契約を締結するより、保険料が割安になっている。本保険の種別及び種別は、社団法人国立大学協会のみが行っており、同法人と随意契約を締結した。 (会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18		
2	東京都文京区本郷7丁目3番1号 国立大学法人東京大学	受託研究契約『ガスエンジン等による高効率発電技術の開発等のうち高効率発電システム試験装置による出力試験、性能試験』	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	35,900,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度研究終了)			
3	群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地 国立大学法人群馬大学	受託研究契約『高効率ガス化システム技術の開発等のうちターボ外分解触媒の研究等』	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	17,950,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度研究終了)			
4	大阪府茨木市美穂ヶ丘11番1号 国立大学法人大阪大学 接合科学研究所	受託研究契約『分離捕集したPM2.5の粒子特性評価法の確立及び分離性能の評価』	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成18年5月10日	7,848,750	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18		
5	東京都港区虎ノ門2-2-4 独立行政法人国立印刷局 理事長 富沢 宏	平成19年度東京農工大学入学試験問題印刷	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成19年1月9日	6,726,382	随意契約	入学試験問題のため現職、情報漏洩等が許されない調達であるため。 (会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	6		
6	茨城県つくば市梅園1-1-4 独立行政法人産業技術総合研究所 財務会計部門長 大辻 賢次	次世代モバイル用表示材料共同研究センター賃借料	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工大学長 小畑秀文	平成18年4月1日	11,419,144	随意契約	研究交流促進法により(独立)産業技術総合研究所が、本学キャンパス内に整備した施設を利用して、同研究所と共同研究を行っているため。 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(19年度は、当該契約なし)			
合計					85,023,784							0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不審・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたのものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス(株)首都圏営業部長 松尾直哉	ゼロックス複写機貸借	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	5,076,540	随意契約	消費電力など環境に及ぼす影響を考慮し、機能面及び教育・研究業務を支援なく行える機種を選定した結果、最も要件を満たしていたため。(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成21年度以降)		
2	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス(株)首都圏営業部長 松尾直哉	ゼロックスカラー複写機貸借	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	13,365,926	随意契約	消費電力など環境に及ぼす影響を考慮し、機能面及び教育・研究業務を支援なく行える機種を選定した結果、最も要件を満たしていたため。(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成21年度以降)		
3	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス(株)首都圏営業部長 松尾直哉	ゼロックス複写機保守等	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	9,484,190	随意契約	複写機本体の保守を行えるのは、複写機本体のメーカーだけであるため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成21年度以降)		
4	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス(株)首都圏営業部長 松尾直哉	ゼロックスカラー複写機保守等	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	38,550,363	随意契約	複写機本体の保守を行えるのは、当該メーカーだけであるため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成21年度以降)		
5	東京都千代田区駿河台2-9 (株)ニチイ学館代表取締役 森嶋	平成18年度家畜病院窓口受付及び端末入力業務	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	7,216,650	随意契約	他大学の家畜病院で継続して医事業務を受託している実績がある者は、調査する限りにおいて、㈱ニチイ学館のみであり、当該事務に精通するとともに信頼できる者は、同社以外に存在しないため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	その他	競争入札に移行(平成19年度以降の契約について、一般競争入札に移行済み)		
6	東京都品川区上大崎3-2-1 東京リス(株)レンタル事業本部 部長 若松民郎	AVANCE400NB型NMR本体一式貸借	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	9,843,120	随意契約	16年度から同一の機器を継続して使用し、これまでの研究データが本装置に独自の形式で記録されているなどのため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(19年度で研究終了)		
7	東京都立川市曙町1-25-12 三菱電機ビルテクノサービス(株)立川支店 支店長 田村信之	東京農工大学エレベーター等の保守契約	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	16,169,580	随意契約	三菱電機株式会社製のエレベーターを常時正常な状態で稼働しようとするのは、三菱電機ビルテクノサービス(株)のみであるため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	その他	競争入札に移行(平成19年度以降の契約について、一般競争入札に移行済み)		
8	東京都八王子市明神町3-20-6 八王子第一生命ビル(株)紀伊國屋書店首都圏西営業部 部長 武藤和男	外国雑誌(African journal of ecology/the East African Wild Life Society 他165点)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	18,982,011	随意契約	外国雑誌を購入しようとする場合、外国の出版社(版元)と日本の購入者が直接取引することは極めてまれであり、通常は日本の取次業者が購入者の依頼をうけて版元に対して雑誌の購読予約(1冊年分、1月-12月)を行い、雑誌そのものは版元から購入者へ直接送付される形態がほとんどである。加えて、外国雑誌の未着、欠号等の研究者に与える影響は大きく、学術研究上からもその継続性と速報性が強く求められるが、これらの外国雑誌を安定供給できる能力、体制、実績をもつ取次業者は限られている。 また、高價算上、購入を希望する外国雑誌をすべて確保しようとするには、前年度の9-10月頃に上記の取次業者に当該年度分の予約をしなければならず、しかも、その時点で確定金額を計上することは、為替レートの変動を考慮すると困難である。 上記の理由から、通常の一般及び指名競争契約によることは不可能であり、前年度の適切な時期に安定供給可能な取次業者数社から見積書を徴し、各雑誌について最も安価な金額を提示した業者と年度当初において随意契約を締結するのが最も望ましい契約形態であると判断される。10月に取次業者4社から見積書を徴した結果、当該雑誌について当該業者が最も安価な金額を提示したため、国立大学法人東京農工大学会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第4号により、随意契約を締結した。	その他	随意契約によらざるを得ないもの(随意契約理由欄の方法による随意契約によらざるを得ない。)	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的な詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
9	東京都八王子市横山町1-6丸藤(株)八王子営業部 部長 安田秀明	外国雑誌(Australian Journal of soil research他125点)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	8,124,547	随意契約	同上	その他	随意契約によらざるを得ないもの(随意契約理由欄の方法による随意契約によらざるを得ない。)	18	
10	東京都大田区羽田旭町11番1号 駒原製作所	受託研究契約「実証プラントによる低濃ガス化試験、生成ガスによる燃焼合成試験」	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	83,000,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(19年度で研究終了)		
11	東京都小金井市中町1丁目5番12号 小金井テックス機	受託研究契約「バイオマス粉炭ネットワークのための家庭用・業務用燃焼機器の開発」	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月3日	5,095,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(19年度で研究終了)		
12	大阪市中央区船越町1-6-6レナテ太陽橋9 日本・ヘルシテム(株) 代表取締役 長畑二郎	太陽光発電システム製作請負	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月14日	10,594,500	随意契約	前年度に設計を請負い、本システムの製作に必要な技術全てを備えている唯一の業者であるため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第3号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
13	東京都三鷹市下連雀8-3-6 医療法人財団慈生会野村病院 理事長 野村 幸史	特別健康診断	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年4月17日	5,421,675	随意契約	支払見込額が、少額随意契約可能な範囲内の金額であったため、少額を理由とする随意契約を行った。(結果として当該額を超えてしまったものである。)	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成20年度)		単価契約 電離放射線業務 検査3,570円
14	東京都千代田区神田佐久町3-17 株式会社モンテシステム 代表取締役 山口 美津子	Eye Link3システム	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年5月30日	11,130,000	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、Eye Link3システムのみであり、本装置を供給できるのは、(株)モンテシステム以外にはないため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第4号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
15	東京都立川市曙町2-8-3 新鈴舎ビル6階 日本電子(株)東京支店長 山下光司	卓上GCOMシステム	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年7月3日	11,550,000	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、卓上GCOMシステムのみであり、本装置の製造元の日本電子(株)が唯一の販売店であるため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第4号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
16	茨城県つくば市二の宮3-21-5 ブルカ・バイオシステム 代表取締役 H.ソンドルホフ	4mm 1H/13C/15N Triple MASプローブ	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年7月5日	7,999,425	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、4mm 1H/13C/15N Triple MASプローブのみであり、契約の相手方は、国内唯一の販売代理店であるため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第4号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
17	埼玉県さいたま市南区南浦和3-6-13 柳アリエスコンピュータ	受託研究契約「ライブラリ及び仮想回路を用いるアプリ開発ツール」	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年9月1日	10,000,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
18	東京都八王子市石川町2-9-6番地の5 日本分光株式会社 代表取締役 武田順司	レーザーラマン分光光度計	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年9月4日	14,994,000	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、レーザーラマン分光光度計のみであり、本装置の製造元の日本分光(株)が唯一の販売店であるため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第4号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
19	東京都千代田区錦州町1-8-6 株式会社池田理化 代表取締役 木崎 民生	人工気象ユニット(LPH-2PS)外3点	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年9月8日	14,551,950	随意契約	競争に付て入札者がなく、再度の入札をしても落札者いなかったため 会計規則第31条第1項第9号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
20	東京都新宿区西新宿1丁目21番 柳東京システム技研	受託研究契約「制御プログラム試作」	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年9月19日	7,000,000	随意契約	適正な受託研究契約の履行を確保するため(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
21	神奈川県横浜市中区南仲通4-43-401 有限会社ワークステーション 代表取締役 高橋 晶子	東京農工大学農学部附属畜産病院増改修設計業務(建築・設備)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年10月6日	13,860,000	企画競争・公募	複数の業者から基本計画書を提出させ、ヒアリングを実施の後、提案内容を評価した結果、有限会社ワークステーションが最も高い順位であったので、随意契約を締結した。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
22	東京都立川市柴崎町6-17-11 立川燃熱株式会社 代表取締役 高久光一	重油JIS1種1号	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年11月24日	5,541,900	随意契約	入札が不調に終わったため、再度公告までの期間、緊急発注(11/27-12/31) 会計規則第31条第1項第2号	見直しの余地あり	競争入札に移行(平成19年度)		単価契約 60.9円
23	東京都江東区東陽7-2-14 東陽MKビル コヒレント・ジャパン(株) 代表取締役 ジョン・ラッセル・デ・ビス	DPSSグリーンレーザー	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年11月24日	10,069,500	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、DPSSグリーンレーザーのみであり、契約の相手方は、国内唯一の販売代理店であるため。会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第4号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
24	東京都江戸川区西葛西6-18-14 (株)東京インストルメンツ 代表取締役 駿河正次	モード同期タンサファイアレーザー	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年11月28日	6,553,575	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、モード同期タンサファイアレーザーのみであり、契約の相手方は、国内唯一の販売代理店であるため。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
25	東京都中央区日本橋茅場町1-8-1 日本電子計算(株)代表取締役社長 内池 正名	平成19年度東京農工大学入学生試験に係る各種選考資料等の作成業務契約	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年12月1日	8,110,295	随意契約	本業務を行うためにシステムが構築されており、そのシステムによって本業務の資料等の作成が行われている。当該システムは、毎年度変更される科目・拠点等に合わせ、システムのカスタマイズを行う必要があり、それを行えるのは、システムを構築した日本電子計算(株)のみであるため。(会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	17	
26	東京都立川市晴町2-8-3 新鈴春ビル6階 日本電子(株)東京支店長 山下光司	NMRデ・タシステム	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年12月4日	7,245,000	随意契約	研究を進める上で必要な仕様を満たす装置は、NMRデ・タシステムのみであり、契約の相手方は、唯一の販売代理店であるため。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
27	東京都多摩市開戸1-7-5 パシフィックコンサルタンツ株式会社 代表取締役社長 高橋 仁	廃棄物マネジメントシステム改良およびサーバ環境構築業務	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成18年12月27日	14,962,500	随意契約	廃棄物マネジメントシステムは、同社から購入し、過去におけるカスタマイズも同社によって行われてきたため、システムの開発作業は、同社以外には行えないため。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
28	神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地 小糸工業(株)代表取締役 森 健造	作物栽培制御装置(更新)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成19年2月8日	9,975,000	随意契約	小糸工業が既存の作物栽培制御装置のメンテナンスを全て行っているため装置の仕様を全て把握している。よって他業者が冷凍機等の更新を行った場合、不具合が出る可能性があるが、小糸工業が更新すれば不具合が出る可能性がないため。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
29	Van Godewijkstraat 30, 3311 GX Dordrecht, The Netherlands Springer Science and business Media B.V President Global Sales & Marketing Peter Hendriks	シュプリンガー・リンク電子ジャーナルの利用	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成19年1月4日	7,097,305	随意契約	日本国内の販売及び取扱いについては、Springer Science and Business Media B.V.社が直接販売しており、同社以外が提供することはできない。したがって、国立大学法人東京農工大学会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号を適用し、随意契約を締結した。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
30	東京都江東区新砂1-6-27 日立情報通信エンジニアリング株式会社 公共システム技術部長 前田和之	教職員データベースの改造	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成19年1月31日	8,400,000	随意契約	改造を行えるのは、著作権を有しているものだけであるため。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	17	
31	東京都千代田区東神田2-7-1 株式会社総企画設計 代表取締役社長 長 徳密	東京農工大学工学部5号館他改修設計業務(建築)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成19年3月12日	13,020,000	企画競争・公募	東京農工大学施設等設計業務プロポーザル実施要領に基づき、標準型プロポーザル方式により、複数の業者から技術提案書を提出させ、建設コンサルタント選定委員会において技術提案書を評価した結果、株式会社総企画設計が最も高い順位であったので、随意契約を締結した。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		
32	東京都千代田区内神田1-15-16 株式会社環境エンジニアリング 代表取締役 和田 隆文	東京農工大学工学部5号館他改修設計業務(設備)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文	平成19年3月12日	7,087,500	企画競争・公募	東京農工大学施設等設計業務プロポーザル実施要領に基づき、標準型プロポーザル方式により、複数の業者から技術提案書を提出させ、建設コンサルタント選定委員会において技術提案書を評価した結果、株式会社環境エンジニアリングが最も高い順位であったので、随意契約を締結した。	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの(18年度のみ契約である。)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的な詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
33	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	4月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		7,844,495	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	5月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		7,403,193	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	6月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,040,388	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
36	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	7月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		9,046,755	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	8月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		9,484,690	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	9月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		9,571,820	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	10月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		7,264,227	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	11月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,254,772	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
41	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	12月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,575,283	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	1月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,653,304	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	



平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的な詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
43	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	2月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		9,070,363	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
44	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3月分電気料(農学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		7,652,443	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
45	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	4月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		12,784,662	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
46	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	5月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		11,857,832	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
47	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	6月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		13,542,744	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
48	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	7月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		15,697,071	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
49	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	8月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		15,168,400	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
50	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	9月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		15,392,344	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
51	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	10月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		13,633,673	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
52	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	11月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		13,660,679	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルtant会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
53	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	12月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		14,581,915	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
54	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	1月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		14,234,376	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
55	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	2月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		15,504,996	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
56	取締役社長 勝俣 恒久 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3月分 電気料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		12,684,742	随意契約	理由：最も安価となる電力供給契約等について、コンサルト会社に診断を依頼した結果、東京電力(株)との契約が最も経済的であるため。 適用条項：会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
57	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	4・5月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,056,251	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
58	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	6・7月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,982,540	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
59	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	8・9月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		7,826,962	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
60	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	10・11月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,650,635	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
61	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	12・1月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		8,308,986	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
62	小金井市長 稲葉 孝彦 東京都小金井市本町6-6-3	2・3月分下水道使用料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		5,753,622	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(小金井市長)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人東京農工大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
63	東京ガス株式会社 代表取締役社長 島原 光憲 東京都港区海岸1-5-20	8月分 ガス料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		6,039,669	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(東京ガス)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
64	東京ガス株式会社 代表取締役社長 島原 光憲 東京都港区海岸1-5-20	9月分 ガス料(工学部)	東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京工科大学長 小畑秀文		6,468,513	随意契約	本契約を履行できるのは、契約の相手方(東京ガス)のみであるため 会計規則第31条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					749,764,397						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下ものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がある民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現時点で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1-12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。